

令和 5 年度財政健全化審査意見書

- 1 南伊豆町監査基準（令和 2 年南伊豆町監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。
- 2 審査の種類
普通会計の財政健全化
- 3 審査の対象
令和 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 4 審査の着眼点
健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること
- 5 審査の実施内容
(1) 実施期間 令和 6 年 8 月 21 日
(2) 実施手続き 提出された審査資料等を確認し、関係職員から内容を聴取した。
- 6 審査の結果
(1) 総合意見
審査に付された以下の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準
1 実 質 赤 字 比 率	—	15. 00
2 連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20. 00
3 実 質 公 債 費 比 率	7. 6	25. 0
4 将 来 負 担 比 率	—	350. 0

(2) 個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率はなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率は 7. 6%、将来負担比率は「なし」で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

今回、実質公債費比率は 0. 3%の改善、将来負担比率は、調査開始以来初の「なし」となり、数値上は、現時点では将来的な財政リスクは少ないとの結果となったが、依然、目先の財源確保が困難な状況に変わりはない。年々人口が減少し、財政規模の縮小が見込まれる中、業務量の再把握と適正な人員管理を行うこと及びDXの推進やコスト分析による固定費の縮減を実践し、更なる財政の健全化に努められたい。

令和 6 年 8 月 21 日

南伊豆町監査委員 外岡與志夫
南伊豆町監査委員 清水 清一